

鴨川市内における大規模太陽光発電施設計画
に関する提言

令和8年3月18日

鴨川市内における大規模太陽光発電施設計画
に関する有識者会議

目次

1	はじめに	1
2	有識者会議の概要	3
	（1）設置目的	3
	（2）委員	3
	（3）開催状況	3
3	開発計画の概要	4
	（1）計画概要	4
	（2）法令に基づく手続状況	4
	（3）FIT 認定等状況	4
4	提言	5
	（1）林地開発・盛土の安全性確保について	5
	現地の状況把握の必要性と設計に当たっての留意事項	5
	安全の確保に向けた施工計画と施工管理について	7
	造成完了後の安全対策について	8
	（2）残置森林の復旧について	8
	表土の安定について	9
	植栽について	9
	その他留意事項について	10
	（3）自然環境の保全について	10
	動植物の保全について	11
	動植物の保全エリアについて	11
	（4）適切な工事・現地管理の実現に向けて	12
	事業計画・資金計画の確認について	12
	事業の休止等の可能性を見据えた対応について	12
	（5）地域との共生に向けて	13
	地域とのコミュニケーションについて	13
	景観について	13

1 はじめに

「鴨川市内における大規模太陽光発電施設計画に関する有識者会議」は、鴨川市内において進められている大規模太陽光発電施設計画が、急峻な地形の中で、大規模な盛土を伴う開発であることを踏まえ、災害防止や環境保全などが適切に行われるよう、千葉県及び鴨川市に対し、各専門的な見地から助言することを目的として設置されたものであり、県や市の関係部局の取組などについて横串を通しながら議論を進めてきた。

この度、本件計画に対する本会議メンバーからの意見が概ね出揃ったことから、県・市への提言として取りまとめを行った。

本件計画は、平成 31 年 4 月 25 日に森林法に基づく林地開発許可がなされた後、林地開発行為休止届が 10 回にわたって提出され、休止状態が続いていた。その後、令和 6 年 12 月に林地開発行為再開届が提出され、令和 7 年 5 月 7 日に工事が着手されたものである。

この間、令和 3 年 7 月 3 日には、熱海市で大規模な土石流災害が発生し、これを踏まえ、危険な盛土等について包括的な規制をする盛土規制法（令和 4 年法律第 55 号：宅地造成等規制法の一部を改正する法律）が令和 5 年 5 月 26 日に施行され、千葉県においては令和 7 年 5 月 26 日に規制区域が指定され、規制が開始された。また、森林法に係る林地開発許可制度においても、新たに太陽光発電設備の設置に適用する基準を設けるなど令和 2 年 11 月（令和 3 年 4 月 1 日適用）及び令和 5 年 2 月（令和 5 年 4 月 1 日適用）に審査基準の改正がなされた。

本件計画については、林地開発許可がなされた当時には容易に想定できなかった様々な事態に直面している。すなわち、許可条件違反による複数箇所の大規模な残置森林伐採、現地踏査等により確認された地質や水の流れの状況、FIT 認定の失効など、対応が必要な問題が顕在化している状況にある。こうした状況を踏まえ、森林法や盛土規制法の災害防止という目的を達成するため、県及び市は、緊密な連携のもと、適切に対応していかなければならない。併せて、できる限り自然環境が保全されるよう、配慮されるべきである。また、本件計画については、周辺住民からの懸念や不安の声が高まっているところである。事業は既に着手されているが、県及び市においては、この事業が地域と共生できるものとなるよう、各関係法令の趣旨を踏まえながら、進捗状況に応じた適切な措置を講じてもらいたい。

また、大規模太陽光発電事業に関しては、全国で、土砂災害や生態系への影響、地域の景観の変化による生活・観光への影響、施設を原因とした火災の発生などを懸念する声が上がっているところである。こうした状況を踏まえ、県には、本件計画のみならず、今後計画される大規模太陽光発電事業を地域と共生したものとするための役割も期待したい。

この有識者会議の提言が、本件計画への対応において参考となれば幸いである。また、千葉県内における今後の大規模太陽光発電施設の計画が地域と共生できるものとなるよう、活用されることを願う。

令和8年3月18日

座長 釜井俊孝
副座長 鈴木庸夫
大谷益世
菊地友則
橘 隆一
中井検裕
増川武昭
若井明彦

2 有識者会議の概要

(1) 設置目的

千葉県鴨川市における大規模太陽光発電施設計画に関し、学識を有する者から幅広く意見を聴くため。

(2) 委員

釜井 俊孝（京都大学 名誉教授、防災・地すべり） 座長

鈴木 庸夫（千葉大学 名誉教授、行政法） 副座長

大谷 益世（公認会計士）

菊地 友則（千葉大学 准教授、環境）

橘 隆一（東京農業大学 教授、森林）

中井 検裕（東京科学大学 名誉教授、国土計画・都市計画）

増川 武昭（太陽光発電協会(JPEA) 事務局長、太陽光発電）

若井 明彦（群馬大学 教授、地盤工学）

(3) 開催状況

第1回会議 令和7年11月18日

（議題） 事案の概要・経過等について
各手続きの状況について
今後の有識者会議の進め方について
その他

現地確認 令和7年12月23日

現地確認（計画地内の尾根上を踏査、嶺岡林道等から計画地を遠望）
事前撮影映像による現地確認

第2回会議 令和8年2月6日

（議題） 事案の経過等について
事案への対応に関する各委員からの意見
意見交換
その他

第3回会議 令和8年3月18日

（議題） 有識者会議の意見のとりまとめについて
その他

3 開発計画の概要

(1) 計画概要

事業者：A S 鴨川ソーラーパワー合同会社

代表社員 C E S 千葉合同会社

職務執行者 本間理志

開発場所：鴨川市池田字小滝 690 番 1 の一部ほか 7 筆

開発目的：太陽光発電施設用地の造成

区域面積：250.0185ha、許可面積：146.2322ha

許可日：平成 31 年 4 月 25 日

開発期間：平成 31 年 4 月 25 日～令和 10 年 12 月 31 日

(2) 法令に基づく手続状況

平成 26 年 3 月 31 日 FIT 認定 (FIT 法)

平成 31 年 4 月 25 日 林地開発許可 (森林法)

令和元年 7 月 5 日 自然環境保全協定の締結 (自然環境保全条例)

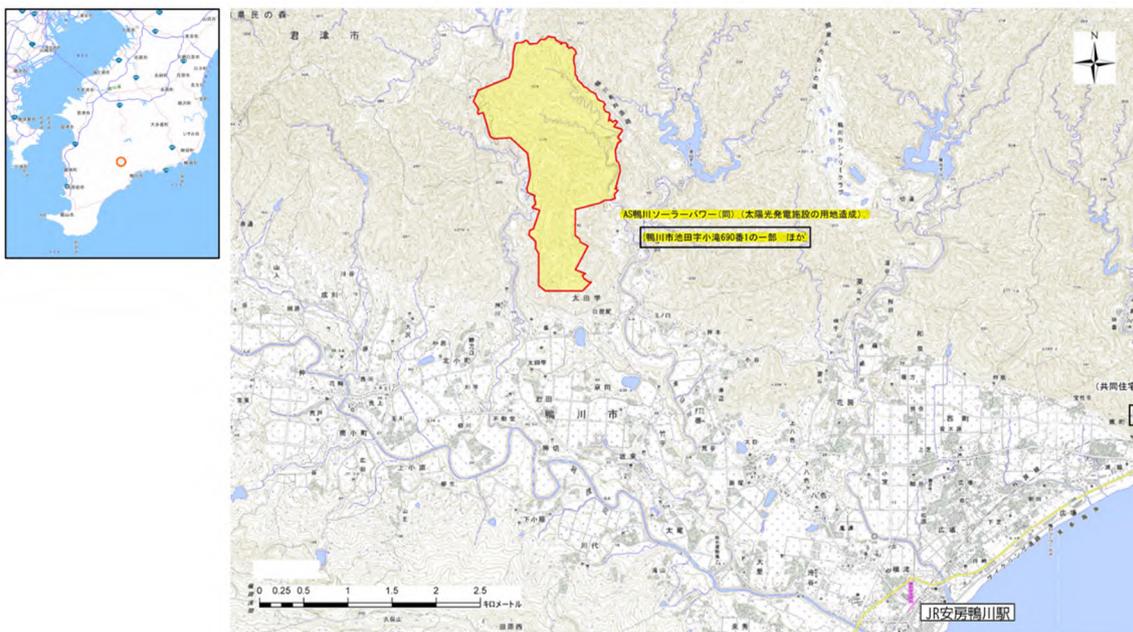
令和 7 年 6 月 11 日 工事の届出 (盛土規制法)

(3) FIT 認定等状況

発電出力(認定)：100.32MW

認定日：平成 26 年 3 月 31 日

認定失効日：令和 5 年 3 月 31 日 (令和 8 年 1 月 9 日に認定失効を確認)



開発計画位置

4 提言

(1) 林地開発・盛土の安全性確保について

事業地が位置する上総丘陵の地質は、比較的脆弱な新第三紀の堆積岩類（泥岩や珪質頁岩^{けつがん}、砂岩、凝灰岩等）から構成され、これらの地質は、乾燥と湿潤の繰り返しによって容易に風化が進行することや、掘削時の応力解放により吸水膨張するといった特徴がある。脆弱岩を砕いて土砂状にしたものを、脆弱岩破砕土と呼ぶが、脆弱岩破砕土も、もとの岩と同様に風化が進みやすい性質を持つため、乾湿の繰り返しを受けると盛土の沈下を引き起こしたり、強度低下して盛土の安定が損なわれたりする。やむを得ずこのような土を盛土材として使用する場合は、その特徴に考慮した設計、施工管理を行うことや、風化を抑えるため、地下水排除工及び盛土内排水層により適切に地下水の排除ができるように計画することが基本となる。なお、このような脆弱岩破砕土が乾燥と湿潤を繰り返すことで細かく破砕する現象を「スレーキング」という。

今回、事業地周辺で露出している泥岩や、事業地内の切土による発生材は、いずれも脆く、ハンマーや手で砕けてしまう状況が確認された。また、溪流部や河川においては、非出水期の時期でも、一定の水量があることや、溪流部において地中の特定の層に水が集中して流れるパイプフローの痕跡が多く確認された。

このような現地の状況や、危険な盛土等について規制をする盛土規制法の趣旨を踏まえて、適切な設計・施工管理がなされ、造成された盛土が安全に維持されるという観点から、留意すべき点を以下に記載する。

現地の状況把握の必要性和設計に当たっての留意事項

(現地の状況把握)

盛土工事を実施するに当たっては、盛土材となる砂岩・泥岩や岩盤などの地質状況を十分に把握することが必要である。また、水の処理を適切に行うため、溪流部の踏査等を通じ、地形条件、表流水や地下水の状態も十分に把握しておく必要がある。

(盛土の設計に係る留意事項)

集水面積が広い場合、谷埋め盛土部に大量の水が集まってくるため、盛土部の地下水位が局所的に上昇することとなる。また、本件計画のような大規模造成工事の場合は、その規模の工事で必要とされる全ての情報を収集しなければ、危険となる箇所や条件を見逃すおそれがある。したがって、これらの状況を把握するためには、溪流ごとに三次元解析を行うことがより適切である。

事業者は、造成後の全ての斜面・法面において、設計における安全率を満たしているか、設計図書及び構造計算資料等により、原則として網羅的に、検討し説明することが必要である。

ただし、斜面等の条件が類似する場合などにおいては、代表的な斜面・断面について検討を行う選択肢もある。その場合にあっても、全体の中で危険と思われるクリティカルな箇所、特に、計画盛土高が非常に高い箇所、盛土厚が大きくなる箇所、造成に当たって条件が悪い箇所（現地盤の勾配が急な箇所、背後からの表流水や地下水が集まりやすい箇所）が、検討対象から漏れることはあってはならない。

事業者から提出された技術的な試験結果を確認する際、当該試験結果が事業計画全体に大きく影響を及ぼす場合には、客観性を持たせることが重要であり、そのためには、行政自らが無作為抽出による同様の試験を第三者機関に依頼し、その結果を把握するという手段が有効である。

盛土法尻の処理は安定性に大きく寄与するため、最低限、構造物（擁壁等）で押さえる対策が必要と考える。

（切土の設計に係る留意事項）

切土法面の安定性については、切土により露出した泥岩の風化（侵食やスレーキング）による不安定化に十分注意する必要がある。特に、地層の傾きと切土法面の傾きが同じ方向となる「流れ盤」の場合、斜面土層が滑り落ちることにつながる可能性があるため、切土計画に当たっては、流れ盤の末端（下端）を切土しても問題がないか、慎重に検討する必要がある。

また、地層の傾きと切土法面の傾きが逆方向となる「受け盤」の場合には、亀裂の発生や不安定化している箇所がないか十分に注意する必要がある。

（排水施設の設計に係る留意事項）

盛土に、スレーキングしやすい材料（以下、「スレーキング性材料」という。）を使用する場合には、可能な限り、盛土内への浸透水を減らすことが重要であるため、適切な排水施設の配置が必要である。

一般的に、盛土内に難透水性の材料が介在すると、その上部に、土中に浸透した水が滞留する「宙水」という現象が起こる。滞留した水は、盛土材のスレーキングを助長し、これにより泥濘化した土層は沈下や地すべり等の原因となることもある。本件計画のような、大規模盛土では、宙水が発生する可能性が非常に高く、また、発生範囲も想定しにくい^{あんきよ}ため、暗渠管やドレーン等の排水対策工の設置に当たっては、点や線ではなくゾーン（面、範囲）として排水を考慮するとともに、設置間隔を密に計画することが重要である。適切に排水することで、スレーキングの進行速度を抑え、沈下等の影響を最小限にすることが可能となる。

なお、盛土の安定のため固化材を使用する場合は、固化体はほぼ水を通さない不透水層（遮水層）となるため、地下水排除のためのドレーンの配置や流末の確保についても併せて検討する必要がある。

暗渠管の設置に当たっては、流域の地下水量を十分に想定し、適切な排水能力を持たせることが重要である。また、暗渠管が土圧や施工中の転圧によって破損した場合でも、他の暗渠管等で排水を補えるような配置を検討する必要がある。

さらに、土被り厚が非常に大きい場合には、暗渠管のみでなく、排水材として使用可能な砕石等を敷設することで、暗渠管の代替や補完を図ることも、有効な対策である。

暗渠管等の排水施設の機能が、将来にわたって維持されていくことが必要であるため、維持管理が容易な構造とするとともに、維持管理の仕組みを構築することが重要である。行政としては、こうした指導をするとともに、維持管理の状況を監視する仕組みを構築することも必要である。

（設計時の技術基準への適合）

当該事業は、盛土規制法の規制開始以前に工事着手されていたことから、許可の対象となっていない。しかし、盛土規制法が大規模な盛土造成に対する安全性の確保を目的としている法律であることを踏まえれば、事業者は、現在は許可対象となっていない盛土であっても、技術的基準に適合させるべきであり、県としても技術的基準の遵守を指導することが求められる。

安全の確保に向けた施工計画と施工管理について

（施工計画を作成するに当たっての留意事項）

本件計画は、大規模な工事であることから、施工計画の実現可能性について十分な確認が求められる。工事を実施するに当たっては、工事用道路の施工、防災施設の設置、造成工事、太陽光パネルの設置、配電施設の整備など、各工程を計画的に進める必要があり、地域生活や環境への影響を考えると、まず、スモールスタート（小規模な施工範囲）での実績を確認しながら、大規模施工へ段階的に移行する手法も有効である。

（施工に当たっての留意事項）

盛土の安定のためには、表土を適切に除去し、新鮮な岩を露出させた上で、段切りなど盛土に必要な措置を行う必要がある。

溪流部の緩傾斜地においては、切土や盛土をしない範囲であっても、造成の影響により、事業地内の水の流れや土圧のバランスが変化することで土砂が動く可能性があるため、その変化に留意する必要がある。

（施工管理及び施工状況の確認）

盛土材の粒径が大きい状態で造成すると、スレーキングによって隙間が生じ、沈下の原因となることがある。盛土構造の安定性を確保するためには、細かく調整した粒径とし、最適な転圧荷重により、十分な転圧管理を行うことが重要である。なお、この作業は施工において非常に手間がかかるため、撒き出し厚、

転圧荷重、粒度調整等が施工計画書どおりに、適切に実施されているか確認を行うことが重要である。

行政は、許可を出すのみでなく、造成工事が完成するまで、施工管理が設計図書どおりに実施されているか、監視・確認を継続的に行うことが求められる。抑止力のある監視を実施するためには、提出物の頻度を高めることや、日報等による詳細なデータの提出を求めることが有効である。

造成完了後の安全対策について

スレーキング性材料で造成された盛土に雨水が浸透すると、盛土に悪影響を及ぼすおそれがあるため、太陽光発電施設の設置後においても、雨水を表流水として適切に誘導・排水するため、排水施設の維持管理を徹底する必要がある。なお、降雨等による集約した水の流れが、地表面を深く削る現象であるガリ侵食等によっても安全性が損なわれる可能性があるため、排水対策を確実に実施することが必要である。

盛土材がスレーキング性材料の場合、盛土後に時間をかけてスレーキングが進行し、長期間経過後に崩落する可能性がある。また、事業の途中・完成後に造成地の異常が確認され、崩落等により災害につながるおそれが想定される場合、避難等の必要な対策をとるのは行政の役割である。

そこで、前兆を把握することが重要であり、定期的に衛星写真のデータを確認するなどの遠隔監視等の手法を講じることが有効である。

盛土に異常が確認された場合の対応としては、大規模な盛土を全て撤去するのは現実的ではないため、影響範囲を確認した上で、崩落の危険箇所のみを排土や、下流側に堰堤やじゃかご等を設置して下流へのインパクトを低減させるなどの対応も選択肢となる。

(2) 残置森林の復旧について

令和7年10月28日、県における現地調査で、林地開発許可における許可条件に違反する残置森林の伐採が確認され、その規模は、13箇所、約2.4ヘクタールであった。本有識者会議において、その一部を踏査した際に、急勾配であることや表土が薄いことなど植物の生育にとって条件が厳しい箇所を確認した。

今後の残置森林の復旧に当たっては、「千葉県林地開発行為等に関する緑化技術指針」により進めることを基本とし、その上で、箇所ごとに応じた対策をとる必要がある。

また、全国的に高強度の降雨が増加傾向にあり、当該地の復旧に当たっては、気象条件にも十分留意する必要がある。

表土の安定について

表土が薄く、かつ、急勾配であるため、土壌が流れ出さないよう対策を行い、表土を安定化した上で植生回復する必要がある。具体的な手段としては、苗木を植栽するために、切株や伐採木を活用して柵を作るなどの基盤整備が考えられる。また、切株は、サイズにもよるが4~5年ほどはある程度の抜根抵抗力を保ち、その間、根が土壌を固定し斜面を安定させる効果が期待できることから、残置すべきである。

急勾配であることから、降雨などによる表面浸食を防ぐため、まずは草本類（ノシバやススキなど）で地表面を速やかに被覆することが有効である。また、表土が極めて薄い等、苗木の植栽が難しい箇所は、植生シート等の播種工により緑化を図ることも考えられる。なお、自然環境の保全にも配慮は必要だが、表土の安定を考えるうえでは、土壌を選ばず生育が早い外来種の補助的な使用も選択肢となり得る。

播種工（はしゅこう）とは、植物の種をまくことで、緑化する工法の総称。種や肥料を挟み込んだシートを敷く「植生シート工」など、広い面積を緑化する場合に適している。

高強度の降雨への対応として、地表面を水が一気に流れないように、緑化用の土嚢^{どのお}等で雨水を横方向へ移動させ、谷筋に導くような対策がより効果的である。

植栽について

植生の復旧に当たっては、土壌を考慮した樹種選定が必要である。乾燥している箇所や痩せ地には、代謝が早く土壌発達が期待できる肥料木（ハギ、アキグミ等）を中心に植栽する方法も有効である。

肥料木とは、植物の生長に必要な窒素を固定する機能に優れ、森林土壌の形成に貢献する樹木のこと。

切株については、斜面の安定化の効果に加え、萌芽による植生回復の効果も期待できるため、可能な限り取り除かず活用すべきである。

植栽の実施時期について、春（3~4月）か秋（10~11月）が望ましい。適期に植栽できない場合は、土壌の安定化を早期に図るため、まずは草本類による緑化（被覆）を図り、適切な時期に木本類を植栽する段階的な方法も検討するとよい。なお、夏の植栽は植物にとっても作業員にとっても危険であり避けるべきである。

地形が急峻で表土が薄いなど生育条件が厳しい箇所においては、気象要因（5月の強い日差し、夏の暑さ、台風などの高強度の降雨、冬の乾燥など）による影響が強く懸念される。

特に、春先からの気温上昇や猛暑日の増加などの傾向がみられる中で表土が薄く水分を十分に保持できず苗木が水分不足となることや、頻発する高強度の降雨により表土が流れ出すことなどの懸念があり、その年の気象状況によっては、植栽した苗木が十分に生長できないおそれもある。

このような影響を考慮すると、植栽後に苗木が枯れてしまう可能性があるため、苗木を植えただけでなく、少なくとも、新芽がみられるなど、苗木が根付き、生長段階に入ったことまでを確認する必要がある。

本件においては、とりわけ伐採面積が大きく、生育条件が厳しいことから、植栽後の生育状況の経過観察期間を設け、「千葉県林地開発行為等に関する緑化技術指針」に沿って、枯れた苗木の補植や下草刈りなど適切な植生管理を行わせることが重要である。

苗木が、被圧されない高さまで成長し、復旧箇所の周辺から他の植物も侵入してきている状態であれば、自然の遷移に乗せた理想的なかたちであり、森林の有する公益的機能の発揮も期待できる。

補植とは、植栽後に苗木が枯れた場所に、再び苗木を植えること。

被圧とは、植栽した木が周りの雑草木に光を遮られ、生長が阻害されること。

播種で緑化した場合の生育確認については、一般的な技術指針の成績判定を参考とするとよい。

シカやキョンなどが生息している地域であるため、復旧箇所の周辺で食害が確認された場合は、苗木を保護するツリーシェルター等の獣害対策を実施することが効果的である。また、シカの不嗜好性植物であるススキやチカラシバ等を用いることも有効である。

その他留意事項について

残置森林の復旧を行うための作業道を作る際に発生する土砂の仮置き場の選定に当たっては、土砂流出のおそれを考慮し、地形的に水が集まりやすいところは避けるべきである。

急峻な地形であることから、柵を作るなどの基盤整備や作業道敷設などによりかえって災害リスクが高まるおそれも考えられることから、各箇所の状況に応じて復旧に取り組む必要がある。また、作業の安全性にも十分留意すべきである。

(3) 自然環境の保全について

再生可能エネルギー事業は、二酸化炭素排出量の削減を目的の一つとしているが、開発により自然環境が損なわれれば、結果として二酸化炭素を吸収する機能が失われる可能性がある。したがって、開発と自然環境保全がトレードオフにならない形で事業を進めることが求められる。今後、自然環境保全と再生可能エネルギー推進が両立するよう、ゾーニングなどを含めた規制の在り方についても検討が必要である。

また、特に本件計画は大規模な森林伐採及び造成を伴うため、自然環境への影響は大きいと予想される。本件計画が開発と自然環境保全の共存を図るモデルケースとなるよう、以下に留意して事業者と協議されたい。

動植物の保全について

植物の移植に関して、移植先の生育密度が高くなると活着率が低下する可能性がある。例えば、重要種のレッドリストのランクに応じて重み付けをして、移植の優先度を定めるなどが考えられる。適正な移植先が限られているのであれば、保全対象の地域個体群が全国的に見て、どの程度重要なのかなども併せて考慮すべきである。

動物の移植に関して、開発による環境変化を考慮し、移植地を分散することが、移植の成功率を上げる上では効果的であるため、現在設定した移植地のほかにも、適正な生息場所を移植候補地として、追加するよう検討すべきである。

移植を通じた動植物の保護対策は、種によっては移植による活着率が低く難しいことから、計画変更などが行われる場合には、貴重な動植物が生息している地域を優先的に保全し、できるだけ移植を実施しないで済むような開発計画とすることが望ましい。

外来種とされる動植物は、開発事業による^{かくらん}攪乱環境を好む傾向があり、事業地に侵入する可能性がある。生態系保全の観点からは、事業地への外来種の人為的な持ち込みが生じないよう十分に留意すべきである。なお、やむを得ず緑化などで外来種を用いる場合は、必要最小限にとどめるべきである。

動植物の保全エリアについて

移植を通じた保護対策の限界をふまえ、形式上の対応だけでなく実質的な生物保全につながる保護を行うことが重要である。

具体的には、開発に伴うエッジ効果（高温化・乾燥化）による環境変化を考えた場合、動植物の保存地域、移植先として設定されている現在の保全エリアをより拡張する方が望ましい。動植物の保全場所を確実に担保するために、計画変更などが行われる場合には、保全エリアの拡張も検討すべきである。

開発における生態系等への影響を把握するためには、自然環境データの蓄積を行うことが重要である。他の太陽光発電施設の周辺地域における環境モニタリング事例を参考として、継続的なモニタリングを行うべきである。

(4) 適切な工事・現地管理の実現に向けて

今後、許可条件違反伐採された残置森林を復旧させた上で、事業を継続するのであれば、地域の安全と環境を確保するため、防災等に配慮した工事が適切に行われるとともに、将来にわたり安定的に設備等が維持されることが必要である。

他方、FIT 認定の失効など状況変化があるなかで、仮に、事業の休止や撤退が判断された場合であっても、そのままの状態に放置されるような状況は避けなければならない。

事業計画・資金計画の確認について

森林の公益的機能の確保や地域共生の観点からも、計画区域は開発行為の目的の実現のため必要最小限度の面積とすべきものであり、当初計画時点よりも太陽光パネルの発電効率が向上していることから、開発規模の適正性を確認することが必要である。

FIT 認定失効により資金計画に大きく影響が生じ、かつ許可時には想定されていた「残置森林の復旧に要する費用」や「地下水に適切に対応する工法に要する費用」が生じる中で、これらの工事等が確実に実行されることを確認するためにも、事業に係る資金計画等の確認をこれまで以上に行うことが重要である。

また、工事等の期間が単年や複数年のものであっても、その資金は長期の資金計画等の中に位置付けられるものであることから、事業の実施可能性を見るためには、中長期的な資金計画等を確認していくことが重要である。

なお、計画の実現に必要な事業体の資力・信用の確認に当たっては、客観性がある資料を過去複数年にわたって確認することが有効である。

FIT 認定失効後であっても事業を継続とするということであれば、その実現可能性の立証は事業者側にあり、森林の公益的機能の維持や造成工事の安全性の確保を図り、適切な指導配慮をしていく観点からも、県や市は、状況に応じて情報を収集する必要がある、その提出を事業者に求めていくべきである。

現時点では太陽光パネルの耐用年数は概ね 20 年～30 年程度とされていることから、耐用年数の経過後には、膨大な数量の太陽光パネルの廃棄や交換が必要となる。このことについて、供託金などの具体的手段を含め、あらかじめ事業者と協議の上で合意しておくことが重要である。

事業の休止等の可能性を見据えた対応について

調節池設置等のための先行工事として伐採された区域や許可条件違反伐採地は、工事前と比べて災害に弱い状態となっており、事業の撤退等により、そのままの状態に放置されてしまうと、森林保全や環境に悪影響を及ぼすこととなる。

そのため、県と市は連携して現地の状況を注視するとともに、資金計画などの事業の実現可能性を見ながら、事業者と対話を重ね、指導を継続していくべきである。

(5) 地域との共生に向けて

大規模太陽光発電事業に関しては、本件計画のみならず、全国で、土砂災害や生態系への影響、地域の景観の変化による生活・観光への影響、施設を原因とした火災の発生などを懸念する声が上がっている。

そのため、事業者と地域住民が上記のような不安を払しょくするように適切なコミュニケーションをとることが重要であるため、県及び市においても、地元への説明を求めるなど、適切に取り図られたい。

地域とのコミュニケーションについて

鴨川市と事業者の間で協定が締結されている。協定は両者合意の上で策定したものであることから、市においては、協定で取り交わされた事項を有効に活用し、事業者と地域との共生に向けて取り組んでいくべきである。

事業者に対する行政の対応については、県のみでなく、地元基礎自治体である鴨川市と情報交換を密にすること等により、県と市が協力して当たっていくべきである。

太陽光発電事業と地域との共生については、太陽光発電協会の「業界団体としての自主的な行動理念・行動原則」の内容や、他の事業者の優良事例なども参考にしながら、その実現に向けて、しっかりと検討していく必要がある。

施設の火災などにも不安を持たれている面もあると思う。大規模太陽光発電事業への不安解消のために、きちんと地域とコミュニケーションをとっていく必要がある。併せて、国の各制度は、住民の全ての不安に対応できる制度とまではなっていないことから、県は、国や市町村と連携しながら、国の制度ではカバーしきれない部分を繋ぐといった役割も担っていく必要がある。

景観について

景観については、市民の関心が高く、また観光資源としての風景にも影響を与えることから、市内の主要な眺望点や住宅地からの景観シミュレーションを行うことで、太陽光パネルの色や反射光など景観上の影響の有無や程度を確認することが効果的である。

鴨川市域においては景観法に基づく規制が行われていないことから、今後、県と市が協力し、景観法に基づく景観計画の策定を検討することが望まれる。また、大規模太陽光発電施設をはじめ、地域に多大な影響を与える土地利用の改変行為に対しては、従来の土地利用規制に加えて、景観法に基づく景観規制も有効であることから、県としては、景観法の景観行政団体となっていない市町村の区域を中心に、これまで以上に積極的に景観行政に取り組まれない。